電子申請照合省略承認番号
埼外社－１６８

電子申請利用の際の確認書類の照合省略に係る申出（通知）

平成２２年１０月２１日付けで申出のあった　鈴木崇　に係る埼玉県内の委託事業所について、以下の手続一覧に示す手続を電子申請により行う際に、確認書類の照合を省略できることとします。

なお、この措置を講じるにあたり、確認・同意した以下の事項に該当していなかったこと又は該当しなくなることが明らかになった場合に、この措置が撤回されることがあることを申し添えます。

イ　社会保険労務士会の会員であり、かつ、過去３年にわたる取扱実績からみて、事務処理担当者の能力が高く、届書の記載内容に信頼性が高いと認められるものであること。
ロ　貴殿の所属する事業所において保険関係が成立している場合は、当該保険関係に基づく前々年度より前の年度に係る労働保険料を滞納していないこと。
ハ　これまでに事務処理に起因する不正受給等がないこと。
ニ　故意又は重大な過失により、雇用保険法その他労働関係法令に係る著しい違反を犯した事例がないこと。
ホ　その他公共職業安定所が実施する研修会等に積極的に協力する等、雇用保険制度の円滑な実施に寄与するものであること。
ヘ　公共職業安定所の助言・指導等に適切に対応していること。
ト　公共職業安定所が行う事後のサンプリング調査に協力し、求められた確認書類を遅滞なく提出すること。

平成２２年１０月２７日

鈴木崇　殿

埼玉労働局職業安定部長　印

《手続一覧》

① 雇用保険被保険者資格取得届
② 雇用保険被保険者資格喪失届（離職証明書の添付を要しない場合に限る。）
③ 雇用保険被保険者転勤届
④ 雇用保険被保険者氏名変更届
⑤ 雇用保険事業主事業所各種変更届
⑥ 雇用保険被保険者６０歳到達時等賃金証明書
⑦ 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書
⑧ 雇用保険被保険者休業・勤務時間短縮開始時賃金月額証明書
⑨ 高年齢雇用継続基本給付金の支給申請
⑩ 高年齢再就職給付金の支給申請
⑪ 育児休業基本給付金の支給申請
⑫ 介護休業給付金の支給申請

（様式５）

電子申請利用の際の確認書類の照合省略に係る申出（通知）

承認番号
２２－９９

平成２２年１０月２１日付けで申出のあった（　社会保険労務士　　鈴木　崇　）に係る東京都内の委託事業所について、以下の手続一覧に示す手続を電子申請により行う際に、確認書類の照合を省略できることとします。

なお、この措置を講じるにあたり、確認・同意した以下の事項に該当していなかったこと又は該当しなくなることが明らかになった場合に、この措置が撤回されることがあることを申し添えます。

イ　社会保険労務士会の会員であり、かつ、過去３年にわたる取扱実績からみて、事務処理担当者の能力が高く、届書の記載内容に信頼性が高いと認められるものであること。
ロ　貴殿の所属する事業所において保険関係が成立している場合は、当該保険関係に基づく前々年度より前の年度に係る労働保険料を滞納していないこと。
ハ　これまでに事務処理に起因する不正受給等がないこと。
ニ　故意又は重大な過失により、雇用保険法その他労働関係法令に係る著しい違反を犯した事例がないこと。
ホ　その他公共職業安定所が実施する研修会等に積極的に協力する等、雇用保険制度の円滑な実施に寄与するものであること。
ヘ　公共職業安定所の助言・指導等に適切に対応していること。
ト　公共職業安定所が行う事後のサンプリング調査に協力し、求められた確認書類を遅滞なく提出すること。

平成２２年１１月１日

鈴木　崇　　殿

東京労働局職業安定部長　　印

《手続一覧》　※下記の手続で法定期限（法定期限の定めがない手続は事実のあった日から概ね1ヶ月以内）までに申請・届出を行ったものが対象となります。

① 雇用保険被保険者資格取得届
② 雇用保険被保険者資格喪失届（離職証明書の添付を要しない場合に限る。）
③ 雇用保険被保険者転勤届
④ 雇用保険被保険者氏名変更届
⑤ 雇用保険事業主事業所各種変更届
⑥ 雇用保険被保険者６０歳到達時等賃金証明書
⑦ 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書／所定労働時間短縮開始時賃金証明書
⑧ 高年齢雇用継続基本給付金の支給申請
⑨ 高年齢再就職給付金の支給申請
⑩ 育児休業（基本）給付金の支給申請
⑪ 介護休業給付金の支給申請

※注　下記の添付書類は省略ができません。
○兼務役員、同居の親族、在宅勤務者などの労働者性を確認する書類
○60歳到達時に被保険者でなかった者が、基本手当の支給を受けることなく再就職して被保険者となった場合の高年齢継続給付の受給資格確認における、直前の被保険者資格喪失に係る雇用保険被保険者離職票－２又は被保険者期間等証明書
○育児休業基本給付金、介護休業給付金の初回申請を被保険者本人が行う場合の雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明票（本人手続用）
○支給申請に係る承諾書（高年齢、育児、介護の初回支給申請）
○高年齢継続給付の初回申請における被保険者の年齢が確認できる書類（被保険者の電子署名で被保険者の生年月日等本人確認ができない場合）
○高年齢再就職給付金の初回申請における安定した職業に就いたことの確認書類

電子申請利用の際の確認書類の照合省略に係る申出（通知）

平成２３年１２月１７日付けで申出のあった（　鈴木　崇　社会保険労務士　）に係る広島県内の委託事業所について、以下の手続一覧に示す手続を電子申請により行う際に、確認書類の照合を省略できることとします。

なお、この措置を講じるにあたり、確認・同意した以下の事項に該当していなかったこと又は該当しなくなることが明らかになった場合に、この措置が撤回されることがあることを申し添えます。

イ　社会保険労務士会の会員であり、かつ、過去３年にわたる取扱実績からみて、事務処理担当者の能力が高く、届書の記載内容に信頼性が高いと認められるものであること。
ロ　貴殿の所属する事業所において保険関係が成立している場合は、当該保険関係に基づく前々年度より前の年度に係る労働保険料を滞納していないこと。
ハ　これまでに事務処理に起因する不正受給等がないこと。
ニ　故意又は重大な過失により、雇用保険法その他労働関係法令に係る著しい違反を犯した事例がないこと。
ホ　その他公共職業安定所が実施する研修会等に積極的に協力する等、雇用保険制度の円滑な実施に寄与するものであること。
ヘ　公共職業安定所の助言・指導等に適切に対応していること。
ト　公共職業安定所が行う事後のサンプリング調査に協力し、求められた確認書類を遅滞なく提出すること。

平成２３年１２月２６日

（　鈴木　崇　社会保険労務士　）　殿

広島労働局職業安定部長　印

《手続一覧》
① 雇用保険被保険者資格取得届
② 雇用保険被保険者資格喪失届
③ 雇用保険被保険者転勤届
④ 雇用保険被保険者氏名変更届
⑤ 雇用保険事業主事業所各種変更届
⑥ 雇用保険被保険者６０歳到達時等賃金証明書
⑦ 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書
⑧ 雇用保険被保険者休業・勤務時間短縮開始時賃金月額証明書
⑨ 高年齢雇用継続基本給付金の支給申請
⑩ 高年齢再就職給付金の支給申請
⑪ 育児休業基本給付金の支給申請
⑫ 介護休業給付金の支給申請

なお、②に添付される離職証明書については、離職証明書の⑧欄から⑫欄の各欄に係る確認資料が省略可能である。

（様式５）

承認番号
1308-神-239

電子申請利用の際の確認書類の照合省略に係る申出（通知）

平成23年12月26日付で申出のあった（　申出社会保険労務士　鈴木　崇　）に係る神奈川県内の委託事業所について、以下の手続一覧に示す手続を電子申請により行う際に、確認書類の照合を省略できることとします。

なお、この措置を講じるにあたり、確認・同意した以下イ～トの事項に該当していなかったこと又は該当しなくなることが明らかになった場合に、この措置が撤回されることがあることを申し添えます。

イ　社会保険労務士会の会員であり、かつ、事務処理担当者の能力が高く、届書の記載内容に信頼性が高いと認められるものであること。

ロ　貴殿の所属する事業所において保険関係が成立している場合は、当該保険関係に基づく前々年度より前の年度に係る労働保険料を滞納していないこと。

ハ　これまでに事務処理に起因する不正受給等がないこと。

ニ　故意又は重大な過失により、雇用保険法その他労働関係法令に係る著しい違反を犯した事例がないこと。

ホ　その他公共職業安定所が実施する研修会等に積極的に協力する等、雇用保険制度の円滑な実施に寄与するものであること。

ヘ　公共職業安定所の助言・指導等に適切に対応していること。

ト　公共職業安定所が行う事後のサンプリング調査に協力し、求められた確認書類を遅滞なく提出すること。

平成23年12月28日

社会保険労務士　鈴木　崇　殿

神奈川労働局職業安定部長　印

《手続一覧》

① 雇用保険被保険者資格取得届
② 雇用保険被保険者資格喪失届
③ 雇用保険被保険者転勤届
④ 雇用保険被保険者氏名変更届
⑤ 雇用保険事業主事業所各種変更届
⑥ 雇用保険被保険者６０歳到達時等賃金証明書
⑦ 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書
⑧ 雇用保険被保険者休業・勤務時間短縮開始時賃金月額証明書
⑨ 高年齢雇用継続基本給付金の支給申請
⑩ 高年齢再就職給付金の支給申請
⑪ 育児休業給付金の支給申請
⑫ 介護休業給付金の支給申請

なお、②に添付される離職証明書については、離職証明書の⑧欄から⑫欄の各欄に係る確認資料を省略する。

※．申請にあたっては裏面の留意事項を参照のこと。

（様式例５）

電子申請利用の際の確認書類の照合省略に係る申出（通知）

平成２３年１２月１９日付けで申し出のあった　鈴木　崇　に係る大阪府内の委託事業所について、以下の手続一覧に示す手続を電子申請により行う際に、確認書類の照合を省略できることとします。

なお、この措置を講じるにあたり、確認・同意した以下の事項に該当していなかったこと又は該当しなくなることが明らかになった場合に、この措置が撤回されることがあることを申し添えます。

イ　社会保険労務士会の会員であり、かつ、事務処理担当者の能力が高く、届書の記載内容に信頼性が高いと認められるものであること。

ロ　申出社会保険労務士の所属する事業所において保険関係が成立している場合は、当該保険関係に基づく前々年度より前の年度に係る労働保険料を滞納していないこと。

ハ　これまでに事務処理に起因する不正受給等がないこと。

ニ　故意又は重大な過失により、雇用保険法その他労働関係法令に係る著しい違反を犯した事例がないこと。

ホ　その他公共職業安定所が実施する研修会等に積極的に協力する等、雇用保険制度の円滑な実施に寄与するものであること。

ヘ　公共職業安定所の助言・指導等に適切に対応していること。

ト　公共職業安定所が行う事後のサンプリング調査に協力し、求められた確認書類を遅滞なく提出すること。

平成２４年１月６日

社会保険労務士
鈴木　崇　殿

大阪労働局職業安定部長　印

＜手続一覧＞

①　雇用保険被保険者資格取得届
②　雇用保険被保険者資格喪失届
③　雇用保険被保険者転勤届
④　雇用保険被保険者氏名変更届
⑤　雇用保険事業所事業主各種変更届
⑥　雇用保険被保険者６０歳到達時等賃金証明書
⑦　雇用保険被保険者休業開始時賃金証明書
⑧　雇用保険被保険者休業・勤務時間短縮開始時賃金証明書
⑨　高年齢雇用継続給付基本給付金の支給申請
⑩　高年齢再就職給付金の支給申請
⑪　育児休業基本給付金の支給申請
⑫　介護休業給付金の支給申請

なお、②に添付される離職証明書については、離職証明書の⑧欄から⑫欄の各欄に係る確認資料が省略可能である。

電子申請利用の際の確認書類の照合省略に係る申出（通知）

平成２３年１２月１７日付けで申出のあった貴社会保険労務士に係る北海道内の委託事業所について、以下の手続一覧に示す手続を電子申請により行う際に、確認書類の照合を省略できることとします。

なお、この措置を講じるにあたり、確認・同意した以下の事項に該当していなかったこと又は該当しなくなることが明らかになった場合に、この措置が撤回されることがあることを申し添えます。

イ　社会保険労務士会の会員であり、かつ、事務処理担当者の能力が高く、届書の記載内容に信頼性が高いと認められるものであること。
ロ　貴殿の所属する事業所において保険関係が成立している場合は、当該保険関係に基づく前々年度より前の年度に係る労働保険料を滞納していないこと。
ハ　これまでに事務処理に起因する不正受給等がないこと。
ニ　故意又は重大な過失により、雇用保険法その他労働関係法令に係る著しい違反を犯した事例がないこと。
ホ　その他公共職業安定所が実施する研修会等に積極的に協力する等、雇用保険制度の円滑な実施に寄与するものであること。
ヘ　公共職業安定所の助言・指導等に適切に対応していること。
ト　公共職業安定所が行う事後のサンプリング調査に協力し、求められた確認書類を遅滞なく提出すること。

平成２４年1月１６日

社会保険労務士　　鈴　木　崇　　殿

北海道労働局職業安定部長　印

《手続一覧》

①　雇用保険被保険者資格取得届
②　雇用保険被保険者資格喪失届
③　雇用保険被保険者転勤届
④　雇用保険被保険者氏名変更届
⑤　雇用保険事業主事業所各種変更届
⑥　雇用保険被保険者６０歳到達時等賃金証明書
⑦　雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書
⑧　雇用保険被保険者所定労働時間短縮開始時賃金証明書
⑨　高年齢雇用継続基本給付金の支給申請
⑩　高年齢再就職給付金の支給申請
⑪　育児休業給付金の支給申請
⑫　介護休業給付金の支給申請

なお、②に添付される離職証明書については、離職証明書の⑧欄から⑫欄の各欄に係る確認資料が省略可能である。

承認番号
２３－９

電子申請利用の際の確認書類の照合省略に係る申出（通知）

平成２３年１２月１７日付けで申出のあった（　鈴木　崇　）に係る沖縄県内の委託事業所について、以下の手続一覧に示す手続を電子申請により行う際に、確認書類の照合を省略できることとします。

なお、この措置を講じるにあたり、確認・同意した以下の事項に該当していなかったこと又は該当しなくなることが明らかになった場合に、この措置が撤回されることがあることを申し添えます。

イ　社会保険労務士会の会員であり、かつ、事務処理担当者の能力が高く、届書の記載内容に信頼性が高いと認められるものであること。
ロ　貴殿の所属する事業所において保険関係が成立している場合は、当該保険関係に基づく前々年度より前の年度に係る労働保険料を滞納していないこと。
ハ　これまでに事務処理に起因する不正受給等がないこと。
ニ　故意又は重大な過失により、雇用保険法その他労働関係法令に係る著しい違反を犯した事例がないこと。
ホ　その他公共職業安定所が実施する研修会等に積極的に協力する等、雇用保険制度の円滑な実施に寄与するものであること。
ヘ　公共職業安定所の助言・指導等に適切に対応していること。
ト　公共職業安定所が行う事後のサンプリング調査に協力し、求められた確認書類を遅滞なく提出すること。

平成２４年　１月１８日
鈴木　崇　殿

沖縄労働局職業安定部長　印

《手続一覧》
①　雇用保険被保険者資格取得届
②　雇用保険被保険者資格喪失届

電子申請利用の際の確認書類の照合省略に係る申出（通知）

平成２４年２月２８日付けで申出のあった社会保険労務士　鈴木　崇　に係る宮城県内の委託事業所について、以下の手続一覧に示す手続を電子申請により行う際に、確認書類の照合を省略できることとします。

なお、この措置を講じるにあたり、確認・同意した以下の事項に該当していなかったこと又は該当しなくなることが明らかになった場合に、この措置が撤回されることがあることを申し添えます。

イ　社会保険労務士会の会員であり、かつ、事務処理担当者の能力が高く、届書の記載内容に信頼性が高いと認められるものであること。
ロ　貴殿の所属する事業所において保険関係が成立している場合は、当該保険関係に基づく前々年度より前の年度に係る労働保険料を滞納していないこと。
ハ　これまでに事務処理に起因する不正受給等がないこと。
ニ　故意又は重大な過失により、雇用保険法その他労働関係法令に係る著しい違反を犯した事例がないこと。
ホ　その他公共職業安定所が実施する研修会等に積極的に協力する等、雇用保険制度の円滑な実施に寄与するものであること。
ヘ　公共職業安定所の助言・指導等に適切に対応していること。
ト　公共職業安定所が行う事後のサンプリング調査に協力し、求められた確認書類を遅滞なく提出すること。

平成２４年３月２日

社会保険労務士　鈴木　崇　殿

宮城労働局職業安定部長　印

《手続一覧》
① 雇用保険被保険者資格取得届
② 雇用保険被保険者資格喪失届
③ 雇用保険被保険者転勤届
④ 雇用保険被保険者氏名変更届
⑤ 雇用保険事業主事業所各種変更届
⑥ 雇用保険被保険者６０歳到達時等賃金証明書
⑦ 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書
⑧ 雇用保険被保険者休業・勤務時間短縮開始時賃金月額証明書
⑨ 高年齢雇用継続基本給付金の支給申請
⑩ 高年齢再就職給付金の支給申請
⑪ 育児休業基本給付金の支給申請
⑫ 介護休業給付金の支給申請

なお、②に添付される離職証明書については、離職証明書の⑧欄から⑫欄の各欄に係る確認資料を省略する。

電子申請利用の際の確認書類の照合省略に係る申出（通知）

平成２４年２月２８日付けで申出のあった 鈴木　崇 社会保険労務士に係る茨城県内の委託事業所について、以下の手続一覧に示す手続を電子申請により行う際に、確認書類の照合を省略できることとします。

なお、この措置を講じるにあたり、確認・同意した以下の事項に該当していなかったこと又は該当しなくなることが明らかになった場合に、この措置が撤回されることがあることを申し添えます。

イ　社会保険労務士会の会員であり、かつ、事務処理担当者の能力が高く、届書の記載内容に信頼性が高いと認められるものであること。
ロ　貴殿の所属する事業所において保険関係が成立している場合は、当該保険関係に基づく前々年度より前の年度に係る労働保険料を滞納していないこと。
ハ　これまでに事務処理に起因する不正受給等がないこと。
ニ　故意又は重大な過失により、雇用保険法その他労働関係法令に係る著しい違反を犯した事例がないこと。
ホ　その他公共職業安定所が実施する研修会等に積極的に協力する等、雇用保険制度の円滑な実施に寄与するものであること。
ヘ　公共職業安定所の助言・指導等に適切に対応していること。
ト　公共職業安定所が行う事後のサンプリング調査に協力し、求められた確認書類を遅滞なく提出すること。

平成２４年３月６日

鈴木　崇　殿

茨城労働局職業安定部長　印

《手続一覧》

①　雇用保険被保険者資格取得届
②　雇用保険被保険者資格喪失届
③　雇用保険被保険者転勤届
④　雇用保険被保険者氏名変更届
⑤　雇用保険事業主事業所各種変更届
⑥　雇用保険被保険者６０歳到達時等賃金証明書
⑦　雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書
⑧　雇用保険被保険者所定労働時間短縮開始時賃金証明書
⑨　高年齢雇用継続基本給付金の支給申請
⑩　高年齢再就職給付金の支給申請
⑪　育児休業給付金の支給申請
⑫　介護休業給付金の支給申請

なお、②に添付される離職証明書については、離職証明書の⑧欄から⑫欄の各欄に係る確認資料が省略可能である。

電子申請利用の際の確認書類の照合省略に係る申出（通知）

平成 24 年 2 月 28 日付けで申出のあった　宮内 和重　に係る高知県内の委託事業所について、以下の手続一覧に示す手続を電子申請により行う際に、確認書類の照合を省略できることとします。

なお、この措置を講じるにあたり、確認・同意した以下の事項に該当していなかったこと又は該当しなくなることが明らかになった場合に、この措置が撤回されることがあることを申し添えます。

イ　社会保険労務士会の会員であり、かつ、事務処理担当者の能力が高く、届書の記載内容に信頼性が高いと認められるものであること。

ロ　貴殿の所属する事業所において保険関係が成立している場合は、当該保険関係に基づく前々年度より前の年度に係る労働保険料を滞納していないこと。

ハ　これまでに事務処理に起因する不正受給等がないこと。

ニ　故意又は重大な過失により、雇用保険法その他労働関係法令に係る著しい違反を犯した事例がないこと。

ホ　その他公共職業安定所が実施する研修会等に積極的に協力する等、雇用保険制度の円滑な実施に寄与するものであること。

ヘ　公共職業安定所の助言・指導等に適切に対応していること。

ト　公共職業安定所が行う事後のサンプリング調査に協力し、求められた確認書類を遅滞なく提出すること。

平成 24 年 3 月 12 日

鈴 木　崇　殿

高知労働局職業安定部長　印

《手続一覧》

① 雇用保険被保険者資格取得届
② 雇用保険被保険者資格喪失届
③ 雇用保険被保険者転勤届
④ 雇用保険被保険者氏名変更届
⑤ 雇用保険事業主事業所各種変更届
⑥ 雇用保険被保険者６０歳到達時等賃金証明書
⑦ 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書
⑧ 雇用保険被保険者所定労働時間短縮開始時賃金証明書
⑨ 高年齢雇用継続基本給付金の支給申請
⑩ 高年齢再就職給付金の支給申請
⑪ 育児休業給付金の支給申請
⑫ 介護休業給付金の支給申請

なお、②に添付される離職証明書については、離職証明書の⑧欄から⑫欄の各欄に係る確認資料が省略可能である。

（様式５）

電子申請利用の際の確認書類の照合省略に係る申出（通知）

平成２４年７月６日付けで申出のあった（　鈴木　崇　）に係る福岡県内の委託事業所について、以下の手続一覧に示す手続を電子申請により行う際に、確認書類の照合を省略できることとします。

なお、この措置を講じるにあたり、確認・同意した以下の事項に該当していなかったこと又は該当しなくなることが明らかになった場合に、この措置が撤回されることがあることを申し添えます。

イ　社会保険労務士会の会員であり、かつ、事務処理担当者の能力が高く、届書の記載内容に信頼性が高いと認められるものであること。
ロ　貴殿の所属する事業所において保険関係が成立している場合は、当該保険関係に基づく前々年度より前の年度に係る労働保険料を滞納していないこと。
ハ　これまでに事務処理に起因する不正受給等がないこと。
ニ　故意又は重大な過失により、雇用保険法その他労働関係法令に係る著しい違反を犯した事例がないこと。
ホ　その他公共職業安定所が実施する研修会等に積極的に協力する等、雇用保険制度の円滑な実施に寄与するものであること。
ヘ　公共職業安定所の助言・指導等に適切に対応していること。
ト　公共職業安定所が行う事後のサンプリング調査に協力し、求められた確認書類を遅滞なく提出すること。

照合省略指定番号　200451

以下の手続一覧に示す手続を電子申請により行う際、届書の備考欄に上記の照合省略指定番号を入力してください。

平成２４年７月１３日

鈴木　崇　殿

福岡労働局職業安定部長　印

《手続一覧》

①　雇用保険被保険者資格取得届
②　雇用保険被保険者資格喪失届
③　雇用保険被保険者転勤届
④　雇用保険被保険者氏名変更届
⑤　雇用保険事業主事業所各種変更届
⑥　雇用保険被保険者６０歳到達時等賃金証明書
⑦　雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書
⑧　雇用保険被保険者所定労働時間短縮開始時賃金証明書
⑨　高年齢雇用継続基本給付金の支給申請
⑩　高年齢再就職給付金の支給申請
⑪　育児休業給付金の支給申請
⑫　介護休業給付金の支給申請

なお、②に添付される離職証明書については、離職証明書の⑧欄から⑫欄の各欄に係る確認資料が省略できる。

電子申請利用の際の確認書類の照合省略に係る申出（通知）

平成２５年５月２８日付けで申出のあった社会保険労務士　鈴木　崇　に係る新潟県内の委託事業所について、以下の手続一覧に示す手続を電子申請により行う際に、確認書類の照合を省略できることとします。ただし、以下の《確認省略できない書類》については、確認書類の照合を省略できません。

なお、この措置を講じるにあたり、確認・同意した以下の事項に該当していなかったこと又は該当しなくなることが明らかになった場合に、この措置が撤回されることがあることを申し添えます。

イ　社会保険労務士会の会員であり、事務処理担当者の能力が高く、届書の記載内容に信頼性が高いと認められるものであること。
ロ　貴殿の所属する事業所において保険関係が成立している場合は、当該保険関係に基づく前々年度より前の年度に係る労働保険料を滞納していないこと。
ハ　これまでに事務処理に起因する不正受給等がないこと。
ニ　故意又は重大な過失により、雇用保険法その他労働関係法令に係る著しい違反を犯した事例がないこと。
ホ　その他公共職業安定所が実施する研修会等に積極的に協力する等、雇用保険制度の円滑な実施に寄与するものであること。
ヘ　公共職業安定所の助言・指導等に適切に対応していること。
ト　公共職業安定所が行う事後のサンプリング調査に協力し、求められた確認書類を遅滞なく提出すること。

平成２５年６月１１日

社会保険労務士　鈴木　崇　殿

新潟労働局職業安定部長　印

《手続一覧》

①　雇用保険被保険者資格取得届
②　雇用保険被保険者資格喪失届
③　雇用保険被保険者転勤届
④　雇用保険被保険者氏名変更届
⑤　雇用保険事業主事業所各種変更届
⑥　雇用保険被保険者６０歳到達時等賃金証明書
⑦　雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書
⑧　雇用保険被保険者所定労働時間短縮開始時賃金証明書
⑨　高年齢雇用継続基本給付金の支給申請
⑩　高年齢再就職給付金の支給申請
⑪　育児休業給付金の支給申請
⑫　介護休業給付金の支給申請

なお、②に添付される離職証明書については、離職証明書の⑧欄から⑫欄の各欄に係る確認資料が省略可能である。

《確認省略できない書類》

①　雇用保険被保険者資格取得届の添付書類
・　兼務役員、同居の親族、在宅勤務者などの労働者性の確認ができる書類
②　高年齢雇用継続給付の受給資格確認の添付書類
・（６０歳到達時に被保険者でなかった者がその後基本手当の支給を受けることなく再就職して被保険者となった場合の）直前の被保険者資格喪失の日前の賃金支払の状況を記した雇用保険被保険者離職票－２又は被保険者期間等証明書
③　育児基本給付金、介護基本給付金の初回申請の添付書類
・　被保険者が申請を行う場合の雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明票（本人手続用）
④　高年齢、育児、介護の初回申請の添付書類
・　支給申請に係る承諾書
⑤　高年齢継続給付の初回申請の添付書類
・　支給申請に係る承諾書
⑥　高年齢再就職給付金の初回申請の添付書類
・　（被保険者の電子署名で被保険者の生年月日等本人確認ができない場合の）被保険者の年齢が確認できる書類
・　安定した職業に就いたことの確認書類

電子申請利用の際の確認書類の照合省略に係る申出（通知）

平成２６年２月２５日付けで申出のあった　鈴木　崇　に係る香川県内の委託事業所について、以下の手続一覧に示す手続を電子申請により行う際に、確認書類の照合を省略できることとします。

なお、この措置を講じるにあたり、確認・同意した以下の事項に該当していなかったこと又は該当しなくなることが明らかになった場合に、この措置が撤回されることがあることを申し添えます。

イ　社会保険労務士会の会員であり、かつ、過去３年にわたる取扱実績からみて、事務処理担当者の能力が高く、届書の記載内容に信頼性が高いと認められるものであること。
ロ　貴殿の所属する事業所において保険関係が成立している場合は、当該保険関係に基づく前々年度より前の年度に係る労働保険料を滞納していないこと。
ハ　これまでに事務処理に起因する不正受給等がないこと。
ニ　故意又は重大な過失により、雇用保険法その他労働関係法令に係る著しい違反を犯した事例がないこと。
ホ　その他公共職業安定所が実施する研修会等に積極的に協力する等、雇用保険制度の円滑な実施に寄与するものであること。
ヘ　公共職業安定所の助言・指導等に適切に対応していること。
ト　公共職業安定所が行う事後のサンプリング調査に協力し、求められた確認書類を遅滞なく提出すること。

平成２６年２月２８日

鈴木　崇　　殿

香川労働局職業安定部長　　印

《手続一覧》

① 雇用保険被保険者資格取得届
② 雇用保険被保険者資格喪失届
③ 雇用保険被保険者転勤届
④ 雇用保険被保険者氏名変更届
⑤ 雇用保険事業主事業所各種変更届
⑥ 雇用保険被保険者６０歳到達時等賃金証明書
⑦ 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書
⑧ 雇用保険被保険者所定労働時間短縮開始時賃金証明書
⑨ 高年齢雇用継続基本給付金の支給申請
⑩ 高年齢再就職給付金の支給申請
⑪ 育児休業給付金の支給申請
⑫ 介護休業給付金の支給申請

なお、②に添付される離職証明書については、離職証明書の⑧欄から⑫欄の各欄に係る確認資料が省略可能である。

（様式５）

電子申請利用の際の確認書類の照合省略に係る申出（通知）

平成26年２月25日付けで申出のあった（　鈴木　崇　社会保険労務士　）に係る静岡県内の委託事業所について、以下の手続一覧に示す手続を電子申請により行う際に、確認書類の照合を省略できることとします。

なお、この措置を講じるにあたり、確認・同意した以下の事項に該当していなかったこと又は該当しなくなることが明らかになった場合に、この措置が撤回されることがあることを申し添えます。

イ　社会保険労務士会の会員であり、かつ、事務処理担当者の能力が高く、届書の記載内容に信頼性が高いと認められるものであること。
ロ　貴殿の所属する事業所において保険関係が成立している場合は、当該保険関係に基づく前々年度より前の年度に係る労働保険料を滞納していないこと。
ハ　これまでに事務処理に起因する不正受給等がないこと。
ニ　故意又は重大な過失により、雇用保険法その他労働関係法令に係る著しい違反を犯した事例がないこと。
ホ　その他公共職業安定所が実施する研修会等に積極的に協力する等、雇用保険制度の円滑な実施に寄与するものであること。
ヘ　公共職業安定所の助言・指導等に適切に対応していること。
ト　公共職業安定所が行う事後のサンプリング調査に協力し、求められた確認書類を遅滞なく提出すること。

承　認　番　号
２５－２－５１

平成26年３月11日

鈴木　崇　殿

静　岡　労働局職業安定部長　印

《手続一覧》
①　雇用保険被保険者資格取得届
②　雇用保険被保険者資格喪失届
③　雇用保険被保険者転勤届
④　雇用保険被保険者氏名変更届
⑤　雇用保険事業主事業所各種変更届
⑥　雇用保険被保険者６０歳到達時等賃金証明書
⑦　雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書
⑧　雇用保険被保険者所定労働時間短縮開始時賃金証明書
⑨　高年齢雇用継続基本給付金の支給申請
⑩　高年齢再就職給付金の支給申請
⑪　育児休業給付金の支給申請
⑫　介護休業給付金の支給申請

なお、②に添付される離職証明書については、離職証明書の⑧欄から⑫欄の各欄に係る確認資料が省略可能である。

電子申請利用の際の確認書類の照合省略に係る申出（通知）

平成26年10月28日付で申出のあった石川県内の委託事業所についての以下の手続一覧に示す手続を電子申請により行う際に、確認書類の照合を省略できることとします。

なお、この措置を講じるにあたり、確認・同意した以下の事項に該当していなかったこと又は該当しなくなることが明らかになった場合に、この措置が撤回されることがあることを申し添えます。

イ　社会保険労務士会の会員であり、かつ、事務処理担当者の能力が高く、届書の記載内容に信頼性が高いと認められるものであること。

ロ　貴殿の所属する事業所において保険関係が成立している場合は、当該保険関係に基づく前々年度より前の年度に係る労働保険料を滞納していないこと。

ハ　これまでに事務処理に起因する不正受給等がないこと。

ニ　故意又は重大な過失により、雇用保険法その他労働関係法令に係る著しい違反を犯した事例がないこと。

ホ　その他公共職業安定所が実施する研修会等に積極的に協力する等、雇用保険制度の円滑な実施に寄与するものであること。

ヘ　公共職業安定所の助言・指導等に適切に対応していること。

ト　公共職業安定所が行う事後のサンプリング調査に協力し、求められた確認書類を遅滞なく提出すること。

平成２６年１０月３１日

社会保険労務士
鈴木　崇　殿

石川労働局職業安定部長　印

《手続一覧》

① 雇用保険被保険者資格取得届
② 雇用保険被保険者資格喪失届
③ 雇用保険被保険者転勤届
④ 雇用保険被保険者氏名変更届
⑤ 雇用保険事業主事業所各種変更届
⑥ 雇用保険被保険者６０歳到達時等賃金証明書
⑦ 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書
⑧ 雇用保険被保険者所定労働時間短縮開始時賃金証明書

なお、②に添付される離職証明書については、離職証明書の⑧欄から⑫欄の各欄に係る確認資料を省略する。

※当局では、手続一覧⑨～⑫雇用継続給付にかかる支給申請についての照合省略を窓口でも行っておりませんので、お手数でも必要書類の添付をお願いします。

様 式 5

承認番号
26-104*

電子申請利用の際の確認書類の照合省略に係る申出（通知）

平成26年10月28日付けで申出のあった（　鈴木　崇　）に係る千葉県内の委託事業所について、以下の手続一覧に示す手続を電子申請により行う際に、確認書類の照合を省略できることとします。

なお、この措置を講じるにあたり、確認・同意した以下の事項に該当していなかったこと又は該当しなくなることが明らかになった場合に、この措置が撤回されることがあることを申し添えます。

イ　社会保険労務士会の会員であり、かつ、事務処理担当者の能力が高く、届書の記載内容に信頼性が高いと認められるものであること。

ロ　貴殿の所属する事業所において保険関係が成立している場合は、当該保険関係に基づく前々年度より前の年度に係る労働保険料を滞納していないこと。

ハ　これまでに事務処理に起因する不正受給等がないこと。

ニ　故意又は重大な過失により、雇用保険法その他労働関係法令に係る著しい違反を犯した事例がないこと。

ホ　その他公共職業安定所が実施する研修会等に積極的に協力する等、雇用保険制度の円滑な実施に寄与するものであること。

ヘ　公共職業安定所の助言・指導等に適切に対応していること。

ト　公共職業安定所が行う事後のサンプリング調査に協力し、求められた確認書類を遅滞なく提出すること。

平成26年11月5日

鈴木　崇　殿

千葉労働局職業安定部長　印

《手続一覧》

① 雇用保険被保険者資格取得届
② 雇用保険被保険者資格喪失届
③ 雇用保険被保険者転勤届
④ 雇用保険被保険者氏名変更届
⑤ 雇用保険事業主事業所各種変更届
⑥ 雇用保険被保険者60歳到達時等賃金証明書
⑦ 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書
⑧ 雇用保険被保険者休業・勤務時間短縮開始時賃金月額証明書
⑨ 高年齢雇用継続基本給付金の支給申請
⑩ 高年齢再就職給付金の支給申請
⑪ 育児休業基本給付金の支給申請
⑫ 介護休業給付金の支給申請

なお、②に添付される離職証明書については、離職証明書の⑧欄から⑫欄の各欄に係る確認資料が省略可能である。

電子申請利用の際の確認書類の照合省略に係る申出（通知）

社会保険労務士

平成２６年１０月２８日付けで申出のあった（　鈴木　崇　）に係る愛知県内の委託事業所について、以下の手続一覧に示す手続を電子申請により行う際に、確認書類の照合を省略できることとします。

なお、この措置を講じるにあたり、確認・同意した以下の事項に該当していなかったこと又は該当しなくなることが明らかになった場合に、この措置が撤回されることがあることを申し添えます。

イ　社会保険労務士会の会員であり、かつ、事務処理担当者の能力が高く、届書の記載内容に信頼性が高いと認められるものであること。
ロ　貴殿の所属する事業所において保険関係が成立している場合は、当該保険関係に基づく前々年度より前の年度に係る労働保険料を滞納していないこと。
ハ　これまでに事務処理に起因する不正受給等がないこと。
ニ　故意又は重大な過失により、雇用保険法その他労働関係法令に係る著しい違反を犯した事例がないこと。
ホ　その他公共職業安定所が実施する研修会等に積極的に協力する等、雇用保険制度の円滑な実施に寄与するものであること。
ヘ　公共職業安定所の助言・指導等に適切に対応していること。
ト　公共職業安定所が行う事後のサンプリング調査に協力し、求められた確認書類を遅滞なく提出すること。

平成２６年１１月１０日

社会保険労務士
鈴木　崇　殿

愛知労働局職業安定部長　印

《手続一覧》
①　雇用保険被保険者資格取得届
②　雇用保険被保険者資格喪失届
③　雇用保険被保険者転勤届
④　雇用保険被保険者氏名変更届
⑤　雇用保険事業主事業所各種変更届
⑥　雇用保険被保険者６０歳到達時等賃金証明書
⑦　雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書
⑧　雇用保険被保険者所定労働時間短縮開始時賃金証明書
⑨　高年齢雇用継続基本給付金の支給申請
⑩　高年齢再就職給付金の支給申請
⑪　育児休業給付金の支給申請
⑫　介護休業給付金の支給申請

なお、②に添付される離職証明書については、離職証明書の⑧欄から⑫欄の各欄に係る確認資料が省略可能である。

電子申請利用の際の確認書類の照合省略に係る申出（通知）

平成２７年４月１４日付けで申出のあった社会保険労務士　鈴木　崇に係る兵庫県内の委託事業所について、以下の手続一覧に示す手続を電子申請により行う際に、確認書類の照合を省略できることとします。

なお、この措置を講じるにあたり、確認・同意した以下の事項に該当していなかったこと又は該当しなくなることが明らかになった場合に、この措置が撤回されることがあることを申し添えます。

イ　社会保険労務士会の会員であり、かつ、事務処理担当者の能力が高く、届書の記載内容に信頼性が高いと認められるものであること。
ロ　貴殿の所属する事業所において保険関係が成立している場合は、当該保険関係に基づく前々年度より前の年度に係る労働保険料を滞納していないこと。
ハ　これまでに事務処理に起因する不正受給等がないこと。
ニ　故意又は重大な過失により、雇用保険法その他労働関係法令に係る著しい違反を犯した事例がないこと。
ホ　その他公共職業安定所が実施する研修会等に積極的に協力する等、雇用保険制度の円滑な実施に寄与するものであること。
ヘ　公共職業安定所の助言・指導等に適切に対応していること。
ト　公共職業安定所が行う事後のサンプリング調査に協力し、求められた確認書類を遅滞なく提出すること。

平成２７年４月２７日

社会保険労務士　鈴木　崇　殿

兵庫労働局職業安定部長　印

《手続一覧》
① 雇用保険被保険者資格取得届
② 雇用保険被保険者資格喪失届
③ 雇用保険被保険者転勤届
④ 雇用保険被保険者氏名変更届
⑤ 雇用保険事業主事業所各種変更届
⑥ 雇用保険被保険者６０歳到達時等賃金証明書
⑦ 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書
⑧ 雇用保険被保険者所定労働時間短縮開始時賃金証明書
⑨ 高年齢雇用継続基本給付金の支給申請
⑩ 高年齢再就職給付金の支給申請
⑪ 育児休業給付金の支給申請
⑫ 介護休業給付金の支給申請

なお、②に添付される離職証明書については、離職証明書の⑧欄から⑫欄の各欄に係る確認資料が省略可能である。

電子申請利用の際の確認書類の照合省略に係る申出（通知）

平成２７年７月２９日付けで申出のあった（　鈴木　崇　）に係る京都府内の委託事業所について、以下の手続一覧に示す手続を電子申請により行う際に、確認書類の照合を省略できることとします。

なお、この措置を講じるにあたり、確認・同意した以下の事項に該当していなかったこと又は該当しなくなることが明らかになった場合に、この措置が撤回されることがあることを申し添えます。

イ　社会保険労務士会の会員であり、かつ、事務処理担当者の能力が高く、届書の記載内容に信頼性が高いと認められるものであること。
ロ　貴殿の所属する事業所において保険関係が成立している場合は、当該保険関係に基づく前々年度より前の年度に係る労働保険料を滞納していないこと。
ハ　これまでに事務処理に起因する不正受給等がないこと。
ニ　故意又は重大な過失により、雇用保険法その他労働関係法令に係る著しい違反を犯した事例がないこと。
ホ　その他公共職業安定所が実施する研修会等に積極的に協力する等、雇用保険制度の円滑な実施に寄与するものであること。
ヘ　公共職業安定所の助言・指導等に適切に対応していること。
ト　公共職業安定所が行う事後のサンプリング調査に協力し、求められた確認書類を遅滞なく提出すること。

平成２７年８月１０日

鈴木　崇　殿

京都労働局職業安定部長　印

《手続一覧》

①　雇用保険被保険者資格取得届
②　雇用保険被保険者資格喪失届
③　雇用保険被保険者転勤届
④　雇用保険被保険者氏名変更届
⑤　雇用保険事業主事業所各種変更届
⑥　雇用保険被保険者６０歳到達時等賃金証明書
⑦　雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書
⑧　雇用保険被保険者所定労働時間短縮開始時賃金証明書
⑨　高年齢雇用継続基本給付金の支給申請
⑩　高年齢再就職給付金の支給申請
⑪　育児休業給付金の支給申請
⑫　介護休業給付金の支給申請

なお、②に添付される離職証明書については、離職証明書の⑧欄から⑫欄の各欄に係る確認資料が省略可能である。

整理番号　社-0065-13

（２７－２３）

電子申請利用の際の確認書類の照合省略に係る申出（通知）

平成２７年８月１２日付けで申出のあった　鈴木　崇　に係る長野県内の委託事業所について、以下の手続一覧に示す手続を電子申請により行う際に、確認書類の照合を省略できることとします。

なお、この措置を講じるにあたり、確認・同意した以下の事項に該当していなかったこと又は該当しなくなることが明らかになった場合に、この措置が撤回されることがあることを申し添えます。

イ　社会保険労務士会の会員であり、かつ、事務処理担当者の能力が高く、届書の記載内容に信頼性が高いと認められるものであること。
ロ　貴殿の所属する事業所において保険関係が成立している場合は、当該保険関係に基づく前々年度より前の年度に係る労働保険料を滞納していないこと。
ハ　これまでに事務処理に起因する不正受給等がないこと。
ニ　故意又は重大な過失により、雇用保険法その他労働関係法令に係る著しい違反を犯した事例がないこと。
ホ　その他公共職業安定所が実施する研修会等に積極的に協力する等、雇用保険制度の円滑な実施に寄与するものであること。
ヘ　公共職業安定所の助言・指導等に適切に対応していること。
ト　公共職業安定所が行う事後のサンプリング調査に協力し、求められた確認書類を遅滞なく提出すること。

平成２７年８月１９日

鈴木　崇　殿

長野労働局職業安定部長

《手続一覧》

①　雇用保険被保険者資格取得届
②　雇用保険被保険者資格喪失届
③　雇用保険被保険者転勤届
④　雇用保険被保険者氏名変更届
⑤　雇用保険事業主事業所各種変更届
⑥　雇用保険被保険者６０歳到達時等賃金証明書
⑦　雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書
⑧　雇用保険被保険者所定労働時間短縮開始時賃金証明書
⑨　高年齢雇用継続基本給付金の支給申請
⑩　高年齢再就職給付金の支給申請
⑪　育児休業給付金の支給申請
⑫　介護休業給付金の支給申請

なお、②に添付される離職証明書については、離職証明書の⑧欄から⑫欄の各欄に係る確認資料が省略可能である。

（様式5）

電子申請利用の際の確認書類の照合省略に係る申出（通知）

承認番号
群社外－189

平成27年11月2日付けで申出のあった　鈴木 崇　社会保険労務士に係る群馬県内の委託事業所について、以下の手続一覧に示す手続を電子申請により行う際に、確認書類の照合を省略できることとします。

なお、この措置を講じるにあたり、確認・同意した以下の事項に該当していなかったこと又は該当しなくなることが明らかになった場合に、この措置が撤回されることがあることを申し添えます。

イ　社会保険労務士会の会員であり、かつ、事務処理担当者の能力が高く、届書の記載内容に信頼性が高いと認められるものであること。
ロ　貴殿の所属する事業所において保険関係が成立している場合は、当該保険関係に基づく前々年度より前の年度に係る労働保険料を滞納していないこと。
ハ　これまでに事務処理に起因する不正受給等がないこと。
ニ　故意又は重大な過失により、雇用保険法その他労働関係法令に係る著しい違反を犯した事例がないこと。
ホ　その他公共職業安定所が実施する研修会等に積極的に協力する等、雇用保険制度の円滑な実施に寄与するものであること。
ヘ　公共職業安定所の助言・指導等に適切に対応していること。
ト　公共職業安定所が行う事後のサンプリング調査に協力し、求められた確認書類を遅滞なく提出すること。

平成27年11月10日

社会保険労務士　鈴木 崇　殿

群馬労働局職業安定部長　㊞

《手続一覧》　**※下記の手続で法定期限（法定期限の定めがない手続は事実のあった日から概ね1ヶ月以内）までに申請・届出を行ったものが対象となります。**

① 雇用保険被保険者資格取得届
② 雇用保険被保険者資格喪失届
③ 雇用保険被保険者転勤届
④ 雇用保険被保険者氏名変更届
⑤ 雇用保険事業主事業所各種変更届
⑥ 雇用保険被保険者60歳到達時等賃金証明書
⑦ 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書
⑧ 雇用保険被保険者所定労働時間短縮開始時賃金証明書
⑨ 高年齢雇用継続基本給付金の支給申請
⑩ 高年齢再就職給付金の支給申請
⑪ 育児休業給付金の支給申請
⑫ 介護休業給付金の支給申請

なお、②に添付されている離職証明書については、離職証明書の⑧欄から⑫欄の各欄に係る確認資料が省略可能である。

○ 兼務役員、同居の親族、在宅勤務者などの労働者性を確認する書類
○ 60歳到達時に被保険者でなかった者が、基本手当の支給を受けることなく再就職して被保険者となった場合の高年齢継続給付の受給資格確認における、直前の被保険者資格喪失に係る雇用保険被保険者離職票－2又は期間等証明書
○ 育児休業給付金、介護休業給付金の初回申請を被保険者本人が行う場合の雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明票（本人手続用）
○ 高年齢継続給付の初回申請における被保険者の年齢が確認できる書類（被保険者の電子署名で被保険者の生年月日等本人確認ができない場合）
○ 高年齢再就職給付金の初回申請における安定した職業に就いたことの確認書類

電子申請利用の際の確認書類の照合省略に係る申出（通知）

平成２８年４月１日付けで申出のあった　社会保険労務士　鈴木崇　　に係る熊本県内の委託事業所について、以下の手続一覧に示す手続を電子申請により行う際に、確認書類の照合を省略できることとします。

なお、この措置を講じるにあたり、確認・同意した以下の事項に該当していなかったこと又は該当しなくなることが明らかになった場合に、この措置が撤回されることがあることを申し添えます。

イ　社会保険労務士会の会員であり、かつ、事務処理担当者の能力が高く、届書の記載内容に信頼性が高いと認められるものであること。
ロ　貴殿の所属する事業所において保険関係が成立している場合は、当該保険関係に基づく前々年度より前の年度に係る労働保険料を滞納していないこと。
ハ　これまでに事務処理に起因する不正受給等がないこと。
ニ　故意又は重大な過失により、雇用保険法その他労働関係法令に係る著しい違反を犯した事例がないこと。
ホ　その他公共職業安定所が実施する研修会等に積極的に協力する等、雇用保険制度の円滑な実施に寄与するものであること。
ヘ　公共職業安定所の助言・指導等に適切に対応していること。
ト　公共職業安定所が行う事後のサンプリング調査に協力し、求められた確認書類を遅滞なく提出すること。

平成２８年４月１２日

社会保険労務士
　鈴木　崇　殿

熊本労働局職業安定部長　印

《手続一覧》
①　雇用保険被保険者資格取得届
②　雇用保険被保険者資格喪失届
③　雇用保険被保険者転勤届
④　雇用保険被保険者氏名変更届
⑤　雇用保険事業主事業所各種変更届
⑥　雇用保険被保険者６０歳到達時等賃金証明書
⑦　雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書
⑧　雇用保険被保険者所定労働時間短縮開始時賃金証明書
⑨　高年齢雇用継続基本給付金の支給申請
⑩　高年齢再就職給付金の支給申請
⑪　育児休業基本給付金の支給申請
⑫　介護休業給付金の支給申請

なお、②に添付される離職証明書については、離職証明書の⑧欄から⑫欄の各欄に係る確認資料が省略可能である。

承認番号　東社－１５０

電子申請利用の際の確認書類の照合省略に係る申出（通知）

平成２８年　９月６日付けで申出のあった（　社会保険労務士　鈴木　崇　）に係る栃木県内の委託事業所について、以下の手続き一覧に示す手続きを電子申請により行う際に、確認書類の照合を省略することができることとします。

なお、この措置を講じるにあたり、確認・同意した以下の事項に該当していなかったこと又は該当しなくなることが明らかになった場合に、この措置が撤回されることがあることを申し添えます。

イ　社会保険労務士会の会員であり、かつ、事務処理担当者の能力が高く、届書の記載内容に信頼性が高いと認められるものであること。

ロ　貴殿の所属する事業所において保険関係が成立している場合は、当該保険関係に基づく前々年度より前の年度に係る労働保険料を滞納していないこと。

ハ　これまでに事務処理に起因する不正受給等がないこと。

ニ　故意又は重大な過失により、雇用保険法その他労働関係法令に係る著しい違反を犯した事例がないこと。

ホ　その他公共職業安定所が実施する研修会等に積極的に協力する等、雇用保険制度の円滑な実施に寄与するものであること。

ヘ　公共職業安定所の助言・指導等に適切に対応していること。

ト　公共職業安定所が行う事後のサンプリング調査に協力し、求められた確認書類を遅滞なく提出すること。

平成２８年　９月１３日

社会保険労務士　　鈴木　崇　殿

栃木労働局職業安定部長　印

≪手続き一覧≫

① 雇用保険被保険者資格取得届
② 雇用保険被保険者資格喪失届
③ 雇用保険被保険者転勤届
④ 雇用保険被保険者氏名変更届
⑤ 雇用保険事業主事業所各種変更届
⑥ 雇用保険被保険者６０歳到達時等賃金証明書
⑦ 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書
⑧ 雇用保険被保険者所定労働時間短縮開始時賃金証明書
⑨ 高年齢雇用継続基本給付金の支給申請
⑩ 高年齢再就職給付金の支給申請
⑪ 育児休業給付金の支給申請
⑫ 介護休業給付金の支給申請

なお、②に添付される離職証明書については、⑦欄（離職理由欄）を除く離職証明書の⑧欄から⑫欄の各欄に係る確認資料が省略可能である。

電子申請利用の際の確認書類の照合省略に係る申出（通知）

平成29年4月20日付けで申出のあった社会保険労務士　　鈴木　崇　　に係る岡山県内の委託事業所について、以下の手続一覧に示す手続を電子申請により行う際に、確認書類の照合を省略できることとします。

なお、この措置を講じるにあたり、確認・同意した以下の事項に該当していなかったこと又は該当しなくなることが明らかになった場合に、この措置が撤回されることがあることを申し添えます。

イ　社会保険労務士会の会員であり、かつ、事務処理担当者の能力が高く、届書の記載内容に信頼性が高いと認められるものであること。

ロ　貴殿の所属する事業所において保険関係が成立している場合は、当該保険関係に基づく前々年度より前の年度に係る労働保険料を滞納していないこと。

ハ　これまでに事務処理に起因する不正受給等がないこと。

ニ　故意又は重大な過失により、雇用保険法その他労働関係法令に係る著しい違反を犯した事例がないこと。

ホ　その他公共職業安定所が実施する研修会等に積極的に協力する等、雇用保険制度の円滑な実施に寄与するものであること。

ヘ　公共職業安定所の助言・指導等に適切に対応していること。

ト　公共職業安定所が行う事後のサンプリング調査に協力し、求められた確認書類を遅滞なく提出すること。

平成29年4月20日

社会保険労務士
　　鈴木　崇　　殿

岡山労働局職業安定部長　印

《手続一覧》

① 雇用保険被保険者資格取得届
② 雇用保険被保険者資格喪失届
③ 雇用保険被保険者転勤届
④ 雇用保険被保険者氏名変更届
⑤ 雇用保険事業主事業所各種変更届
⑥ 雇用保険被保険者６０歳到達時等賃金証明書
⑦ 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書
⑧ 雇用保険被保険者所定労働時間短縮開始時賃金証明書
⑨ 高年齢雇用継続基本給付金の支給申請
⑩ 高年齢再就職給付金の支給申請
⑪ 育児休業給付金の支給申請
⑫ 介護休業給付金の支給申請

なお、②に添付される離職証明書については、離職証明書の⑧欄から⑫欄の各欄に係る確認資料が省略可能である。

＜別紙＞

電子申請利用の際の確認書類の照合省略に係る申出（通知）

平成２９年４月１４日付けで申出のあった 社会保険労務士　鈴木 崇 に係る岩手県内の委託事業所について、以下の手続一覧に示す手続を電子申請により行う際に、確認書類の照合を省略できることとします。

なお、この措置を講じるにあたり、確認・同意した以下の事項に該当していなかったこと又は該当しなくなることが明らかになった場合に、この措置が撤回されることがあることを申し添えます。

イ　社会保険労務士会の会員であり、かつ、事務処理担当者の能力が高く、届書の記載内容に信頼性が高いと認められるものであること。
ロ　貴殿の所属する事業所において保険関係が成立している場合は、当該保険関係に基づく前々年度より前の年度に係る労働保険料を滞納していないこと。
ハ　これまでに事務処理に起因する不正受給等がないこと。
ニ　故意又は重大な過失により、雇用保険法その他労働関係法令に係る著しい違反を犯した事例がないこと。
ホ　その他公共職業安定所が実施する研修会等に積極的に協力する等、雇用保険制度の円滑な実施に寄与するものであること。
ヘ　公共職業安定所の助言・指導等に適切に対応していること。
ト　公共職業安定所が行う事後のサンプリング調査に協力し、求められた確認書類を遅滞なく提出すること。

平成２９年　４月２１日

社会保険労務士　鈴木 崇　　殿

岩手労働局職業安定部長　印

《手続一覧》
①　雇用保険被保険者資格取得届
②　雇用保険被保険者資格喪失届
③　雇用保険被保険者転勤届
④　雇用保険被保険者氏名変更届
⑤　雇用保険事業主事業所各種変更届
⑥　雇用保険被保険者６０歳到達時等賃金証明書
⑦　雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書
⑧　雇用保険被保険者所定労働時間短縮開始時賃金証明書
⑨　高年齢雇用継続基本給付金の支給申請
⑩　高年齢再就職給付金の支給申請
⑪　育児休業給付金の支給申請
⑫　介護休業給付金の支給申請

なお、②に添付される離職証明書については、⑦（離職理由欄）を除く離職証明書の⑧欄から⑫欄の各欄に係る確認資料が省略可能である。

様式５

電子申請利用の際の確認書類の照合省略に係る申出（通知）

平成２９年４月１４日付けで申出のあった　社会保険労務士　鈴木　崇　に係る　鹿児島県内の委託事業所について、以下の手続一覧に示す手続を電子申請により行う際に、確認書類の照合を省略できることとします。

なお、この措置を講じるにあたり、確認・同意した以下の事項に該当していなかったこと又は該当しなくなることが明らかになった場合に、この措置が撤回されることがあることを申し添えます。

イ　社会保険労務士会の会員であり、かつ、事務処理担当者の能力が高く、届書の記載内容に信頼性が高いと認められるものであること。
ロ　貴殿の所属する事業所において保険関係が成立している場合は、当該保険関係に基づく前々年度より前の年度に係る労働保険料を滞納していないこと。
ハ　これまでに事務処理に起因する不正受給等がないこと。
ニ　故意又は重大な過失により、雇用保険法その他労働関係法令に係る著しい違反を犯した事例がないこと。
ホ　その他公共職業安定所が実施する研修会等に積極的に協力する等、雇用保険制度の円滑な実施に寄与するものであること。
ヘ　公共職業安定所の助言・指導等に適切に対応していること。
ト　公共職業安定所が行う事後のサンプリング調査に協力し、求められた確認書類を遅滞なく提出すること。

平成２９年４月２１日

社会保険労務士　鈴木　崇　殿

鹿児島労働局職業安定部長

《手続一覧》
①　雇用保険被保険者資格取得届
②　雇用保険被保険者資格喪失届
③　雇用保険被保険者転勤届
④　雇用保険被保険者氏名変更届
⑤　雇用保険事業主事業所各種変更届
⑥　雇用保険被保険者６０歳到達時等賃金証明書
⑦　雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書
⑧　雇用保険被保険者所定労働時間短縮開始時賃金証明書
⑨　高年齢雇用継続基本給付金の支給申請
⑩　高年齢再就職給付金の支給申請
⑪　育児休業基本給付金の支給申請
⑫　介護休業給付金の支給申請

なお、②に添付される離職証明書については、離職証明書の⑧欄から⑫欄の各欄に係る確認資料が省略可能である。